

1 住所及び氏名

住所 郵便番号 電話番号 フリガナ 氏名

整理番号

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

共有者のフリガナ 氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項 土地等に関する事項

3 増改築等をした部分に係る事項

増改築等をした部分に関する事項

不動産番号 家屋 土地

4 家屋や土地等の取得対価の額

取得対価の計算表

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

消費税額等の入力欄

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

入居遅延に関する入力欄

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

住宅借入金等の年末残高計算表

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

特定の増改築等に関する事項入力欄

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

控除額の計算と入力欄

※次に該当する場合に、書いてください。

控除適用の特例に関する入力欄

10 控除証明書の交付を要しない場合

控除証明書の交付を要しない場合の記入欄

整理欄 (登記簿, 台帳番号, 住所, 台帳番号一連番号)

この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

一面 提出用 この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名

住所 郵便番号 電話番号 フリガナ 氏名

(共有者の氏名)

フリガナ 氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項 土地等に関する事項 居住開始年月日 契約日 補助金等控除前の取得対価の額

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日 契約日 補助金等控除前の増改築等の費用の額

不動産番号 家屋 土地

4 家屋や土地等の取得対価の額

あなたの共有持分 (A) 家屋 (B) 土地等 (C) 合計 (D) 増改築等

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10% 税率が10%の場合に(7)に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

あり

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

(E) 住宅のみ (F) 土地等のみ (G) 住宅及び土地等 (H) 増改築等

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

(12) 高齢者等居住改修工事等の費用の額 (13) 断熱改修工事等の費用の額 (14) 特定断熱改修工事等の費用の額 (15) 特定多世帯同居改修工事等の費用の額

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。

一面 (住)

令和04年分 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算

氏名

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。				⑪	円		
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
1	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01= ⑳ (最高40万円) 円	8	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……㉑() ×0.02 + (㉒-⑳) ×0.01= ㉓ (最高12万5千円) 円
		新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉔ (最高21万円) 円			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……㉑() ×0.02 + (㉒-⑳) ×0.01= ㉓ (最高12万円) 円
2	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01= ㉔ (最高40万円) 円	9	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……㉑() ×0.02 + (㉒-⑳) ×0.01= ㉓ (最高12万5千円) 円
		中古住宅又は増改築に該当するとき	⑪×0.007= ㉔ (最高14万円) 円			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……㉑() ×0.02 + (㉒-⑳) ×0.01= ㉓ (最高12万円) 円
3	平成20年中に居住の用に供した場合	⑪×0.004= ㉔ (最高8万円) 円	00	10	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	⑪の金額(最高1,000万円) ……㉑() ×0.02 + (㉒-⑳) ×0.01= ㉓ (最高12万5千円) 円	00
4	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01= ㉔ (最高50万円) 円	11	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.012= ㉔ (最高60万円) 円
		新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉔ (最高35万円) 円			新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.009= ㉔ (最高45万円) 円
5	認定住宅等が認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当するとき	中古住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉔ (最高21万円) 円	12	平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	中古住宅又は増改築に該当するとき	⑪×0.009= ㉔ (最高27万円) 円
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01= ㉔ (最高30万円) 円			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.012= ㉔ (最高36万円) 円
6	認定住宅等がZEH水準省エネ住宅に該当するとき(※4)	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01= ㉔ (最高30万円) 円	12	認定住宅等がZEH水準省エネ住宅に該当するとき(※4)	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉔ (最高31万5千円) 円
		中古住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉔ (最高30万円) 円			中古住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉔ (最高21万円) 円
7	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき(※4)	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01= ㉔ (最高50万円) 円	12	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき(※4)	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉔ (最高28万円) 円
		中古住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉔ (最高30万円) 円			中古住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉔ (最高21万円) 円

二面 (住)

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日
居住の用に供していない期間の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	<input type="checkbox"/> 【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	<input type="checkbox"/> 【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける	

- ※1 ㉔欄の金額を一面の㉔欄に転記します。
- ※2 ㉔欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 (特例)特別特例取得及び(特別)特定取得については、控用の裏面の「用語の説明」を参照してください。
- ※4 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「1」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※5 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の㉔欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉔欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(㉔欄の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	㉔	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(㉔欄の金額)の合計額を記載します。	㉔	円

※ ㉔欄の金額を一面の㉔欄に転記します。

○ 不動産番号が第一面に書ききれない場合

(1) [] (2) [] (3) [] (4) []

※ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、第一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

令和 〇 4 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

1 住所及び氏名

住所	郵便番号	-	整理番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	電話番号	()	(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。						
フリガナ			フリガナ						
氏名			氏名						

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	㉗ 平成 令和 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>	(平成 令和 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>
契約日 契約区分	㉘ 平成 令和 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>	
補助金等控除前の 取得対価の額	㉙ <input type="text"/>	㉚ <input type="text"/>
交付を受ける 補助金等の額	㉛ <input type="text"/>	㉜ <input type="text"/>
取得対価の額 (㉙ - ㉛)(㉚ - ㉜)	㉝ <input type="text"/>	㉞ <input type="text"/>
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	㉟ <input type="text"/>	㊱ <input type="text"/>
うち居住用部分 の(床)面積	㊲ <input type="text"/>	㊳ <input type="text"/>

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㉟ 平成 令和 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>
契約日	㊴ 平成 令和 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>
補助金等控除前の 増改築等の費用の額	㊵ <input type="text"/>
交付を受ける 補助金等の額	㊶ <input type="text"/>
増改築等の費用の額 (㊵ - ㊶)	㊷ <input type="text"/>
㊷のうち居住用部分の金額	㊸ <input type="text"/>
増改築等をした 家屋の総床面積	㊹ <input type="text"/>

不動産番号 家屋 土地

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㊺ 家屋	㊻ 土地等	㊼ 合計	㊽ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	㊿ <input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>
(㊿, ㊿, ㊿) × ㊿	㊾ (㊿ × ㊺の㊿)	㊿ (㊿ × ㊻の㊿)	(㊾ + ㊿)又は(㊿ + ㊿)	㊿ (㊿ × ㊽の㊿)
住宅取得等資金の贈与の 特例を受けた金額等	㊿			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㊾ - ㊿)	㊿			

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10% 税率が10%の場合に㉞,㉟に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

あり

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㊿ 住宅のみ	㊿ 土地等のみ	㊿ 住宅及び土地等	㊿ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	㊿	㊿	㊿	㊿
連帯債務に係るあなたの負担割合 (「付表」の㊿の割合)	㊿	㊿	㊿	㊿
※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。				
住宅借入金等の年末残高 (「付表」の㊿の金額)	㊿	㊿	㊿	㊿
※連帯債務がない場合には、㊿の金額を書きます。				
㊿と㊿のいずれか 少ない方の金額	㊿	㊿	㊿	㊿
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	㊿ ÷ ㊿	㊿ ÷ ㊿	㊿ ÷ ㊿	㊿ ÷ ㊿
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊿ × ㊿)	㊿	㊿	㊿	㊿
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊿の㊿ + ㊿の㊿ + ㊿の㊿ + ㊿の㊿)	㊿			㊿

※ ㊿の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊿」欄に転記します。

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㊿欄から㊿欄に補助金等控除後の金額 を書いてください。これらの金額が50万円 を超えときに特定増改築等住宅借入金等 特別控除の適用を受けることができます。 詳しくは、控除の裏面を参照してください。	㊿ 高齢者等居住改修 工事等の費用の額	㊿ 断熱改修工事等の費用の額	㊿ 特定断熱改修工事 等の費用の額	㊿ 特定多世帯同居改修 工事等の費用の額
㊿ 特定耐久性向上改修 工事等の費用の額	㊿ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (㊿ + ㊿ + ㊿ + ㊿)	㊿ あなたの持分に係る特定の 増改築等工事の費用の額 (㊿又は㊿ × ㊿の㊿)	㊿ 特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定 多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (㊿と㊿のいずれか少ない方の金額で最高250万円。 ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修 工事等に係るものを除きます。)が特定取得 (※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。 番号 20

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税 が含まれる家屋の取得等又は 増改築等をした場合は、右の欄に ○をした上で、10%に係る部分 の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	家屋:1 増改築等:2	㊿又は㊿の金額 (10%に係る部分のみ)	㊿	重複適用(の特例)を受ける 場合は、右の該当する文字に ○をした上で、二面の㊿の金 額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例	㊿
			㊿の㊿又は ㊿の㊿の金額 (10%に係る部分のみ)	㊿				㊿

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の
交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。 要しない

一面
控
用
○この用紙は
控
用
です。
申告には、必ず
提出用
を使
つ
て
く
だ
さ
い。

令和04年分 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算

氏名

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。				⑪	円		
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
1	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01= ⑳	8	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ×0.02 + (㉑-⑲) ×0.01=
		新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉑			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑪の金額(最高1,000万円) ×0.02 + (㉑-⑲) ×0.01=
		中古住宅又は増改築に該当するとき	⑪×0.007= ㉑				
2	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01= ㉒	9	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ×0.02 + (㉑-⑲) ×0.01=
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01= ㉒			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑪の金額(最高1,000万円) ×0.02 + (㉑-⑲) ×0.01=
		平成25年中に居住の用に供した場合	⑪×0.01= ㉒				
3	平成20年中に居住の用に供した場合	⑪×0.004= ㉓	00				
4	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01= ㉔	10	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ×0.02 + (㉑-⑲) ×0.01=
		新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉕			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑪の金額(最高1,000万円) ×0.02 + (㉑-⑲) ×0.01=
		中古住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉕				
5	認定住宅等が認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当するとき	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01= ㉖	11	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.012= ㉖
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01= ㉖			新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.009= ㉗
		平成25年中に居住の用に供した場合	⑪×0.01= ㉖			中古住宅又は増改築に該当するとき	⑪×0.009= ㉗
6	認定住宅等がZEH水準省エネ住宅に該当するとき(※4)	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉘	12	平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪×0.012= ㉘
		中古住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉘				⑪×0.012= ㉘
		令和4年中に居住の用に供した場合	⑪×0.007= ㉘				⑪×0.012= ㉘
7	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき(※4)	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉙		平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪×0.012= ㉙
		中古住宅に該当するとき	⑪×0.007= ㉙				⑪×0.012= ㉙
		令和4年中に居住の用に供した場合	⑪×0.007= ㉙				⑪×0.012= ㉙

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日
居住の用に供していない期間の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	<input type="checkbox"/> 【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	<input type="checkbox"/> 【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける	

- ※1 ㉑欄の金額を一面の㉒欄に転記します。
- ※2 ㉑欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 (特例)特別特例取得及び(特別)特定取得については、控用の裏面の「用語の説明」を参照してください。
- ※4 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「1」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※5 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の㉑欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉑欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(㉑の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	㉑	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(㉑の金額)の合計額を記載します。	㉑	円

※ ㉑欄の金額を一面の㉑欄に転記します。

○ 不動産番号が第一面に書ききれない場合

(1)
 (2)

(3)
 (4)

※(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、第一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

二面控用 ○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)の作成に当たっては、次の1~8に留意して記載してください。併せて、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額の計算・手続の詳細や令和3年以前に入居した方については、居住した年分の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご確認ください。

なお、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、「(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等をした部分に係る事項」欄

(1) 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「平成令和 . . 」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

(2) ④「契約日・契約区分」の区分 は、住宅の新築に係る契約の場合は「1」を、新築住宅の購入に係る契約の場合は「2」を、買取再販住宅の購入に係る契約の場合は「3」を、中古住宅の購入に係る契約の場合は「4」を記入します。

(3) 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合、⑤欄、⑥欄又は⑦欄にその金額を書いてください。
※ 補助金等とは、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結した場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、⑦欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。

また、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額と、「土地等」に係る補助金等の額とに区分した金額をそれぞれ⑤欄又は⑥欄に転記してください。

i 「家屋」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」の補助金等の額} + \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{(円)} \quad \text{の補助金等の額} \quad \text{の補助金等の額} \times \frac{\text{⑦欄の金額(円)}}{\text{⑤欄の金額(円)} + \text{⑥欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{⑤欄へ転記} \end{array}$$

ii 「土地等」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」の補助金等の額} + \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{(円)} \quad \text{の補助金等の額} \quad \text{の補助金等の額} \times \frac{\text{⑦欄の金額(円)}}{\text{⑤欄の金額(円)} + \text{⑥欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{⑥欄へ転記} \end{array}$$

(4) 「不動産番号」欄には、登記事項証明書の不動産番号を記入してください。

2 「4 家屋や土地等の取得対価の額」欄

③欄は、住宅取得等資金の贈与税の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受けた場合に書いてください。

なお、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合で、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てたときや家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでなく、かつ、共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額とに区分した金額をそれぞれ⑧の③欄又は⑨の③欄に転記してください。

i 「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」に関し特例} \quad \text{「家屋及び土地等」に関し} \\ \text{の適用を受けた金額} + \text{特例の適用を受けた金額} \times \frac{\text{⑦欄の金額(円)}}{\text{⑤欄の金額(円)} + \text{⑥欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{⑧の③欄へ転記} \end{array}$$

ii 「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」に関し特例} \quad \text{「家屋及び土地等」に関し} \\ \text{の適用を受けた金額} + \text{特例の適用を受けた金額} \times \frac{\text{⑦欄の金額(円)}}{\text{⑤欄の金額(円)} + \text{⑥欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{⑨の③欄へ転記} \end{array}$$

3 「5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項」欄

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等について、該当する文字を○で囲んでください。

なお、同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%であるときには、「8%」及び「10%」の両方の文字を○で囲んでください。

4 「6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延」欄

令和2年9月30日までに住宅の新築に係る契約をした方、又は、令和2年11月30日までに新築住宅や中古住宅の購入に係る契約若しくは増改築等に係る契約をした方が、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年12月31日までに当該家屋を居住の用に供することができず、令和3年中に居住の用に供した場合は、「あり」に○をしてください。

5 「7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ⑤欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます)。

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

(2) ⑨欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、⑤の⑨欄と⑥の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄と⑧の⑨欄の割合の差が10%以内（⑨欄が90%以上のため100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合（例えば、92.5%など）により比較します。）である場合には、それぞれ⑤欄の面積は「④×⑤の⑨」又は「⑦×⑧の⑨」とし、⑥の⑨欄は、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑧の⑨欄の割合を書いても差し支えありません。

(3) ⑥の⑨欄の記入に当たって、⑤の⑨欄と⑦の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄と⑧の⑨欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑧の⑨欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑩欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

$$i \quad \text{⑥の⑧欄の金額(円)} \times \frac{\text{④の④欄又は⑦の④欄の金額(円)}}{\text{⑤の④欄の金額(円)}} \times \frac{\text{⑤の⑨欄又は⑧の⑨欄の割合(\%)}}{\text{⑤の⑨欄の割合(\%)}} = (\text{円})$$

$$ii \quad \text{⑥の⑧欄の金額(円)} \times \frac{\text{⑥の④欄の金額(円)}}{\text{⑤の④欄の金額(円)}} \times \text{⑦の⑨欄の割合(\%)} = (\text{円})$$

(4) ⑪欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日		⑪欄の最高限度額						
		二面番号1・4・11 <small>(令和4年入居で(特例)特別特例取得に該当)</small>	二面番号2・3	二面番号6 <small>(ZEH水準省エネ住宅)</small>	二面番号7 <small>(省エネ基準適合住宅)</small>	二面番号5 <small>(認定住宅の特例)</small>	二面番号8～10 <small>(特定増改築等)</small>	二面番号12 <small>(住宅の再取得等に 係る控除額の特例)</small>
令和4年中	新築・買取再販	4,000万円	3,000万円	4,500万円	4,000万円	5,000万円	5,000万円	
	中古住宅・増改築	(5,000万円)※1	2,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円		3,000万円
平成26年1月1日から 令和3年12月31日まで		/	4,000万円 (2,000万円)※2	/	/	5,000万円 (3,000万円)※2	1,000万円	5,000万円 (3,000万円)※3
平成25年中			2,000万円			3,000万円		
平成20年中			2,000万円			3,000万円		

※1 認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当する場合（二面番号4）及び住宅の再取得等に係る控除額の特例に該当する場合（二面番号11）

※2 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が(特別)特定取得に該当しない場合

※3 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

6 二面への転記

一面⑨欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。

- (1) ⑫欄の金額がある場合は、二面番号8の⑨欄へ転記
- (2) ⑫欄の金額がなく、⑬欄又は⑭欄の金額がある場合は、二面番号9の⑨欄へ転記
- (3) ⑫欄から⑭欄の金額がなく、⑮欄の金額がある場合は、二面番号10の⑨欄へ転記

7 「9（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑳欄に転記します。なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。

- (1) 同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%である場合
「8%・10%同一年中取得」の欄に○をした上で、該当する番号を記載します。また、㉑欄には㉒欄又は㉓欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額について、㉔欄には④の①欄又は④の②欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額についてそれぞれ記載します。
- (2) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合
「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉕欄に記載します。
- (3) (2)以外の重複適用を受ける場合
「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉕欄に記載します。

8 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方
㉖(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等（詳しくは、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご確認ください。）を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
㉖(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等のいずれも記載します。

用語の説明	<p>◆(特別)特定取得</p> <p>▶特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべきものである場合の住宅の取得等をいいます。</p> <p>▶特別特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべきものである場合の住宅の取得等をいいます。</p>	<p>◆(特別)特別特例取得</p> <p>▶特別特例取得とは、特別特定取得のうち、特別特定取得に係る契約が次の区分に応じそれぞれ次の期間内に締結されているものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新築（認定住宅を含む。）の場合 …令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間 ●新築住宅（認定住宅を含む。）・中古住宅の購入、増改築の場合 …令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間 <p>▶特例特別特例取得とは、特別特例取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得等をいいます。</p>
-------	--	--